

がっこうせいかつ  
学校生活について

1 登下校

- (1) 17時15分にST、17時20分に1限開始とする。1限と2限の間に、給食の時間を設ける。
- (2) 最終下校時刻は、21時50分とする。部活動等において時間を延長する場合にはこの限りではない。  
その場合は必ず顧問指導のもとで行う。
- (3) 生徒身分証明書は常時携帯する。

2 欠席・遅刻・早退・忌引き

- (1) 当日の体調不良等による欠席・遅刻の連絡は、下記のとおりとする。  
ア 欠席・遅刻：17時00分(ST15分前)までに、必ず学校に連絡する。  
イ 早退：担任（または養護教諭）に連絡をし、必ず許可を得た上で手続きをしてから帰宅する。  
帰宅後、確認の電話を学校にする。

※岡崎高校(定時制直通)の電話番号 0564-51-0215

- (2) ST間に合わず遅刻をした場合は、直接教室に入らずに、職員室で遅刻の手続きをすること。

「入室許可証」を職員室で記入し、授業担当の先生へ渡す↑

- (3) 忌引きの取り扱いについて（出席停止）

- ア 父母死亡の場合・・・7日
- イ 祖父母及び兄弟姉妹死亡の場合・・・3日
- ウ おじ及びおば死亡の場合・・・1日
- エ 上記以外の同居家族死亡の場合・・・1日
- オ 法要の場合は、事情により1日を認める

入室許可証		令和 年 月 日 ( )
学年	クラス	氏名
<input type="checkbox"/> 1年	<input type="checkbox"/> A	
<input type="checkbox"/> 2年	<input type="checkbox"/> B	
<input type="checkbox"/> 3年		
<input type="checkbox"/> 4年		
遅刻理由		
職員室入室時刻	:	受付
教室入室時刻	:	教科担任
		生徒指導部

(なお、遠隔地の場合は上記日数に往復に要する日数を加えることができる。)

- (4) 公共交通機関途絶による欠席・遅刻・欠課は、相当の証明書を学校に提出する。
- (5) 家庭・勤務の都合上やむを得ず欠席・遅刻・早退をすると事前に分かっている場合は、欠席届を提出する。

3 服装

- (1) 服装・頭髪等

- ア 学校生活にふさわしい服装とし、過度な露出や華美でない服装とする。
- イ 清潔感のある頭髪を心掛け、華美な髪飾りや明るすぎる色の染髪はしない。
- ウ 始業式・終業式・卒業式には、式典にふさわしい身なりをする。

- (2) 履物

- ア 通学にふさわしい履物（サンダル・スリッパ類は不可）とし、昇降口で本校指定の上履きスリッパに履き替える。
- イ 体育館内の履物は、本校指定の体育館シューズまたは体育館専用運動靴のみとする。

4 休日等の出校

次の場合を除き、生徒の出校を認めない。

- (1) 本校を会場とする部活動の大会や練習試合等に出場または関係する場合。
- (2) 部顧問指導のもとで、部活動の練習をする場合。
- (3) 上記以外でやむを得ない事情があり、校長が許可した場合。

## 5 生活規範

- (1) 時間を守り、遅刻・欠席をしない。
- (2) 他人に迷惑をかける、傷つけたりする、危険を伴う、法律に反するような行為をしない。
- (3) アルバイトの実施は、原則許可をする。

## 6 交通安全

- (1) 交通ルールを遵守し、万が一事故等に巻き込まれた場合はすみやかに担任に報告をし、「交通事故に関する報告書」を提出する。
- (2) 以下のような特別な事情がある場合に限り、原付バイクによる通学を許可する。
  - ア 徒歩・自転車・公共交通機関での通学が困難な場合
  - イ その他特別な理由がある場合
- (3) 自転車乗車中はヘルメットの着用に努める。

## 7 学割の発行

- (1) 100kmを超える旅行について発行する。
- (2) 適用は通常JRについてである。
- (3) 学割交付願を学校に申請する。

### 非常時の登下校について

#### 1 特別警報等が発令された場合の登下校

- (1) 登校時刻より前に、名古屋地方気象台から岡崎市に暴風警報、特別警報、警戒レベル4、警戒レベル5の気象情報が発令されている場合。
  - ア 午後4時までに警報が解除された場合は、平常通り授業を行う。
  - イ 午後4時以降、警報が継続している場合は、授業は行わない。  
(ただし、居住地域の上記の警報が解除されていない場合は登校しなくてよい。)
- (2) 登校中に上記の警報が発令された場合は、学校の指示に従いすみやかに下校する。

#### 2 強い地震に関する緊急時の対策について

- (1) 大きな地震が発生した場合、時間帯に関係なくその日の授業は行わない。
  - ア 在宅時は、登校しない。
  - イ 登下校時は原則として帰宅する。ただし、状況によっては学校または最寄りの緊急避難場所に避難する。
  - ウ 登校後は、学校の指示に従いすみやかに下校する。
- (2) 学校の再開については、学校から連絡があるまで翌日以降も待機とする。

### 登下校中に地震が起きた場合の対応について

#### 1 地震を感じたら

- (1) 周囲の状況を確認して「落ちやすいもの」「倒れやすいもの」「移動しやすいもの」から離れてしゃがむ。
- (2) バッグなどで頭を守る。
- (3) 自転車に乗っていたらすぐ降りる。
- (4) 橋や歩道橋の上にいる時は動けるのなら早く渡りきる。

#### 2 地震の揺れがおさまったら

- (1) 徒歩や自転車を利用している場合は最寄りの避難所に行く。
- (2) 公共交通機関利用者は乗務員の指示・誘導に従う。
- (3) 避難後、登校するか帰宅するかその場で待機するかは状況を判断して安全な行動を選ぶ。

「岡高生のてびき」の見直し手続きについては以下の通りとする。

- 1 生徒会は、「岡高生のてびき」の変更（追加、改正又は廃止）について、生徒議会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、「岡高生のてびき」の変更を求めることができる。
- 2 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、「岡高生のてびき」の変更が必要と判断したときは、生徒や保護者、教員等から意見を聴取し、生徒指導部会、職員会議でその内容を議論する。
- 3 校長は、生徒や保護者、教員等からの意見や生徒指導部会、職員会議での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、「岡高生のてびき」の変更について決定する。